

(設置)

第1条 国立大学法人群馬大学大学評価規則（以下「評価規則」という。）第7条の規定に基づき、群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科（以下「本学部等」という。）に、群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学部等における教育研究水準の向上及び活性化を図るため、教育研究活動等の自己点検・評価及び群馬大学の職員以外の者（以下「学外者」という。）による評価・検証（以下「学部評価」という。）を行い、もって本学部等の目的及び使命を達成し、社会的責任を果たすことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長
- (4) 共同教育学部に係る評価規則第5条第1項第3号の室員
- (5) 人事・予算委員会委員長
- (6) 教務委員会委員長
- (7) 入学試験委員会委員長
- (8) 学生支援委員会委員長
- (9) 国際交流委員会委員長
- (10) 教育実習委員会委員長
- (11) カリキュラム委員会委員長
- (12) 附属教育実践センター長
- (13) 附属学校園から推薦された校園長及び副校園長 各1人
- (14) 事務長
- (15) 第8条に定める専門委員会の委員長
- (16) その他委員長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 前条第13号及び第16号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことはできない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年11月17日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第13号及び第16号の構成員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。